

不利益処分の処分基準

処 分 名	児童手当受給資格者が書類の提出及び質問に応じないときの支給の制限	
根拠法及び条項	児童手当法第10条	
所 管 部 課 名	市民健康部 保険年金課	
処 分 基 準	関係条項	児童手当法第27条第1項
	基 準	○法第10条 児童手当は受給資格者が正当な理由がなくて、第27条第1項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に応じなかったときは、その額の全額又は一部を支給しないことができる。 ○法第27条の1 市町村長は、必要があると認めるときは、受給資格者に対して、受給資格の有無、児童手当の額及び被用者又は被用者等でない者の区分に係る事項に関する書類を提出すべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの事項に関し受給資格者その他の関係者に質問させることができる。
	参考事項	
	設定等年月日	平成9年4月1日設定
	備 考	